

加古川イルミネーション実施事業に係る企画運営及び演出等業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務名

加古川イルミネーション実施事業に係る企画運営及び演出等業務

2 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

3 業務委託料

上限金額 34,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、多くの人々が毎年楽しみにしていた加古川まつり花火大会等のイベントを開催できなかったことから、感染拡大の予防対策の面でも「新しい生活様式」を取り入れたイルミネーション事業を実施することで、市のイメージアップを図るとともに本市への誘客を促進し、新たな冬のイベントを通じて、加古川河川敷の賑わいと感動の創出を図ることを目的とする。

5 事業の開催概要

(1) 開催場所 加古川河川敷 JR神戸線鉄橋付近（別添「位置図」のとおり）

(2) 開催期間

令和3年12月10日（金）～同月19日（日）（10日間）【小雨決行】

18:00～21:00（予定）

※令和3年12月9日（木）にマスコミ及び関係者向け内覧会を実施する（予定）

(3) 観覧料

無料

(4) 来客想定人数

30,000人（一日当たり3,000人）

(5) 実施内容

会場となる加古川河川敷を有効に活用したライトアップやイルミネーション、プロジェクションマッピング等を実施する。一方で、河川敷には構造物や樹木等がないことから、法面の活用や工作物等を設置するなど、見上げることができる空間を意識した演出を一部取り入れること。

なお、具体的内容等は受託者の提案によるものとし、本市と協議の上決定する。

6 委託業務内容

- (1) 本企画の具体内容立案、実施計画作成、実施運営、会場演出、演出作品等の制作、設置、撤去等
- (2) 会場計画・設営（動線設計、ライティング設備、音響設備、発電設備、会場サイン看板・告知看板・中止看板・誘導看板等、機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む。）及び撤去
- (3) 加古川駅から会場間の動線及び会場内の警備・案内誘導、安全対策に係る業務（イベント開催時間外の会場警備、警備運営及び警備スタッフ手配等を含む）、警備・案内誘導計画の作成及び提出、資器材の調達・配置・撤去
- (4) 広報・宣伝業務（公式ホームページの開設・運営、本市のSNSに係る投稿用素材の作成、ポスター及びチラシ等のデザイン・作成・配布、案内看板等）
- (5) 上記(1)から(4)を簡潔にまとめた運営計画書を作成し、本市に提出すること。
- (6) 実施報告書作成（次年度以降の参考とするための来場者数や属性を把握するためのアンケート等の実施及び集計業務を含む）
- (7) その他上記に付随する業務

7 委託業務内容に係る要件

- (1) 本企画の具体内容立案、実施計画作成、実施運営に係る要件
 - ① イベントタイトル及びイベントテーマを提案すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」を取り入れた運営を実施すること。
 - ③ イベント会場においては来場者及び関係者の検温、3密対策を行うとともに、アルコール手指消毒剤、運営スタッフ用のマスク等の備品について、必要分量を受託者にて準備し、対策を実施すること。また、順路はできる限り一方通行となるよう設定すること。
 - ④ 本市のふるさと納税返礼品等、地域の特産品を用いた来場者向けのふるさとプレゼント企画を提案し実施すること。なお、個数や提供方法、金額等については提案によるものとする。ふるさとプレゼント企画に要する一切の経費は業務委託料に含むものとし、具体的内容等については本市と協議の上決定する。
- (2) 会場演出、演出作品等の制作・設置・撤去等に係る要件
 - ① 加古川市らしさが感じられる演出を一部取り入れること。
 - ② 新しい冬のイベントとして、市民だけでなく市外からの観光客等の来訪動機となるような新規性と話題性のある演出とし、主に若年層（～30歳代）をターゲットとした内容とすること。
 - ③ 演出、制作にあたっては著作権等に留意すること。
 - ④ 必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握したうえで空間全体の統一感を意識すること。
 - ⑤ 演出作品等の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを行うこと。

- ⑥ 使用する照明についてはできるだけLED電球を使用するなど、省エネに配慮すること。
 - ⑦ 使用する照明等については、委託者が保有しているLED電球等を活用することも可能とする。（別添、「保有機器一覧」のとおり）
 - ⑧ JR神戸線の橋脚部分については、ライトアップやプロジェクションマッピング等の演出は可能であるが、イルミネーション等の電飾を施すことや通過する車両に影響を及ぼす演出については禁止とする。
 - ⑨ 火を用いた演出については禁止とする。
 - ⑩ 音響を活用した雰囲気づくりを行うこと。ただし、音源の使用、イベント用音楽の作成及び生演奏に係る費用については業務委託料に含むものとする。
 - ⑪ 演出のために使用する音楽や音量については、近隣住民に配慮したものであること。
- (3) 会場計画・設営及び撤去に関する要件
- ① 会場となる河川敷へのスロープや階段をライトアップ等により視覚的効果高めるとともに、来場者の安全確保を図ること。
 - ② 来場者の安全を確保するため、加古川駅から会場までの動線沿いに演出上の照明とは別の照明を設置すること。設置場所、設置数は事業の実施計画に具体的に記載すること。なお、本市が確認し、来場者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、必要な照明機器を受託者が用意し、本市の指示により設置すること。
 - ③ 会場となる河川敷のマラソンコースについては、日常的に一般市民が通行するため、通行の動線としての使用は可能であるが展示物の常設は禁止とする。
 - ④ 会場には電源設備がないため、仮設電源の引き込み及び仮設発電機を設置することで必要箇所へ供給すること。なお、電源設備の設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。設備の設置費用及び電気料金については、業務委託料に含むものとする。
 - ⑤ イベント公開時間中は、資材の移動等に車両を使用することは原則禁止とする。資材の仮設場所については、来場者や展示物のデザイン・演出等に配慮し、極力見えないようにすること。
 - ⑥ 資材の搬出入方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、本市と十分協議し、指示に従うものとする。
 - ⑦ 来場者の安全対策を重視するため、責任者を置き来場者の安全確保に努めること。また、体調不良の来場者を看護するための救護室を設け、看護スタッフを配置すること。
 - ⑧ 会場内に想定来場者数に考慮した仮設トイレを設置し、便槽も含め常に清潔な状態を保つこと。なお、仮設トイレの設置場所は会場の演出の妨げにならないよう配慮すること。
 - ⑨ 開催場所での風対策（展示物、資材等）を施すこと。
 - ⑩ イベント開催期間中、翌日の開催時間までに会場内の美化清掃を行うこと。また、ゴミの廃棄処理については業務委託料に含むものとする。

- ⑪ 会場内で工作物を設置する際は、占用の許可書に基づく条件を遵守すること。
 - ⑫ その他の禁止事項については、本市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
 - ⑬ 令和3年11月20日（土）から21日（日）に同場所で別のイベントが予定されていることから、会場準備については撤去日等を考慮し、11月23日（火）以降とすること。
 - ⑭ 事業終了後、工作物や展示物の設置跡等については原状復旧を行うこと。
- (4) 警備・案内誘導、安全対策に係る業務に係る要件
- ① 本業務に従事するスタッフ（以下、警備スタッフという）を次に示す数以上に配置すること。

事業開催時間中	15名
設営及び開催期間中の夜間	2名
設営・撤去時	2名

なお、警備スタッフについては、豊富な経験・知識を有した担当者を配置し、執行体制を整えること。
 - ② 本業務の実施に先立ち警備責任者を選任すること。また、警備責任者は業務内容を警備実施者に徹底するとともに、当日の業務内容の変更、業務処理上の連携において、本市と協議し、その内容について警備実施者に周知及び指示命令の徹底を図ること。
 - ③ 警備・案内誘導計画書に基づき適正な人員配置を行うこと。また、警察と協議が必要となった場合は、本市と協力して対応に努めること。
 - ④ 制作過程期間を含む展示物周辺における警備及び安全対策を含むものとする。
- (5) 警備・案内誘導計画の作成及び提出に係る要件
- ① 本業務の警備・案内誘導計画書を立案すること。なお、作成にあたっては、本市及び警察等関係機関と協議・調整、現地調査を行い、来場者の滞留・動員予測、交通誘導、災害発生時の緊急対策等を十分に考慮すること。
 - ② 警察等関係機関との協議等への同席を求められた場合は同席すること。
 - ③ 指揮系統図を作成し、警備スタッフの適正な運用と確実な連絡体制を確保すること。
- (6) 資器材の調達、配置及び撤去に係る要件
- ① 警備・案内誘導計画書に基づき、資器材の配置計画書を作成すること。
 - ② 資器材の配置計画書に基づき、必要な資器材の調達から撤去までの一連の業務を行うこと。
 - ③ 警備スタッフ等が使用する無線機、拡声器、誘導灯及び警笛等の装備を手配すること。
- (7) 広報・宣伝業務に係る要件
- ① ホームページ等の作成・運営

開催概要等が広く周知できる専用ホームページ（サーバーを含む）を開催日の約1

ヶ月前までに制作し、運営すること。また、本市の公式SNS等に掲載するための投稿用素材（バナーやイベント告知用画像・写真）を作成し、提供すること。

② 広告デザイン・版下制作

ポスター、チラシ、新聞、広報誌、看板等の広告物のデザイン・版下を制作すること。広告物のデザインに関し、次の点に留意すること。

ア イベントの概要はもちろん、イベントテーマを、誰もが一目で分かる形で表現したデザインであること。

イ 市内の方だけでなく市外からの観光客がさらに加古川市に興味を持つようなデザインであること。

ウ 人目を引くことはもちろん、ロコミに繋がるオリジナリティあふれるデザインであること。

エ ①で作成したホームページにリンクしたQRコードを掲載すること。

③ 広告物の作成・印刷

ア ポスターの印刷

サイズ、部数、紙質、刷色等は、次のとおりとする。

B1版（縦） 50枚（コート135kg、フルカラー）

A2版（縦） 1,300枚（コート135kg、フルカラー）

※A2版はB1版デザインを縮小したものとすること。

イ チラシの印刷

10,000枚作成し、サイズはA4とすること。紙質、刷色等は提案とする。

④ 広告物の設置・配布

③で作成した広告物の設置・配布については次のとおりとし、掲示及び設置費用は業務委託料に含むものとする。

・ B1版ポスターを、集客効果の高いと見込まれるJRの駅など広く人の目に触れる市外の場所5カ所以上に一定期間掲示すること。

・ B1版ポスター10枚程度、A2版ポスター50枚程度、A4チラシ4,000枚程度を、市内及び市外における効果的な掲示及び設置（配布）場所について本市と協議し、掲示等を行うこと。

⑤ 広告物の納品

ア ポスター

④の残部について、以下のとおり納品すること。また、納品日は本市と協議のうえ決定すること。

B1版（縦） 折り加工無しのまま納品すること。

A2版（縦） 内1,100枚は印刷面が上になるよう4つ折りにしたものを納品すること。

イ チラシ

④の残部について納品すること。また、納品日は本市と協議のうえ決定すること。

ウ 完成した広告物及び作成したデータはCD-ROM又はDVD-ROMにて納品すること。

⑥ その他、若年層（～30歳代）をターゲットとした広報・宣伝をプロポーザルでの提案に基づき実施すること。

(8) 実施報告書作成に係る要件

① アンケート等により来場者の反応を踏まえた事業効果を調査し、検証結果を報告すること。

② 会場内出入口等で来場者数を把握すること。

③ 上記①②の内容を含めた実績報告書及び本事業の記録写真及び記録動画を成果品として提出すること。

(9) その他の要件等

① 河川敷の占有やJR神戸線の橋脚部分等の使用に係る関係機関・団体との協議・調整は本市が行うものとするが、必要に応じて現場の立ち合いへの同行、資料の作成、助言を行うこと。

② 一般来場者用の駐車場は、会場となる加古川河川敷内には設けないものとする。

③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場内に飲食ブース等は設けないものとする。

④ 本事業において調達する資器材や電球等の財産権は、受託者に帰属するものとする。

⑤ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。また、本市は成果物が著作物に該当するとしないにもかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。なお、成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。

⑥ 損害のために生じた経費の負担

ア 業務を行うにあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

イ 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示又は貸与品等が不適當であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

ウ 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、本市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

エ 業務で使用する全ての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事

故に備えて加入すること。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と本市が判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担は、本市と受託者が協議して決定するものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、加古川イルミネーション実施事業に係る企画運営及び演出等業務委託に適用する。

本業務の受託者は、この仕様書に定めない事項のうち本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、上記(1)に合わせて本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記(3)の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じ加古川市観光振興課において進捗状況を本市に適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この仕様書及び本市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一

式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめ本市と協議のうえ、作成するものとする。提出先は、加古川市観光振興課（加古川市加古川町溝之口701 加古川駅前立体駐車場ビル2階）とする。

5 検査

受託者は、業務完了後、本市の契約約款に定める手続を経て、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

6 資料及び備品の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。資料の貸与及び本仕様書第1章「7 委託業務内容に係る要件」の(2)の⑦に規定する保有機器の貸与を行う場合において、受託者は、貸与を受けた資料及び備品に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料及び備品の全てを速やかに本市へ返還するものとする。

7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

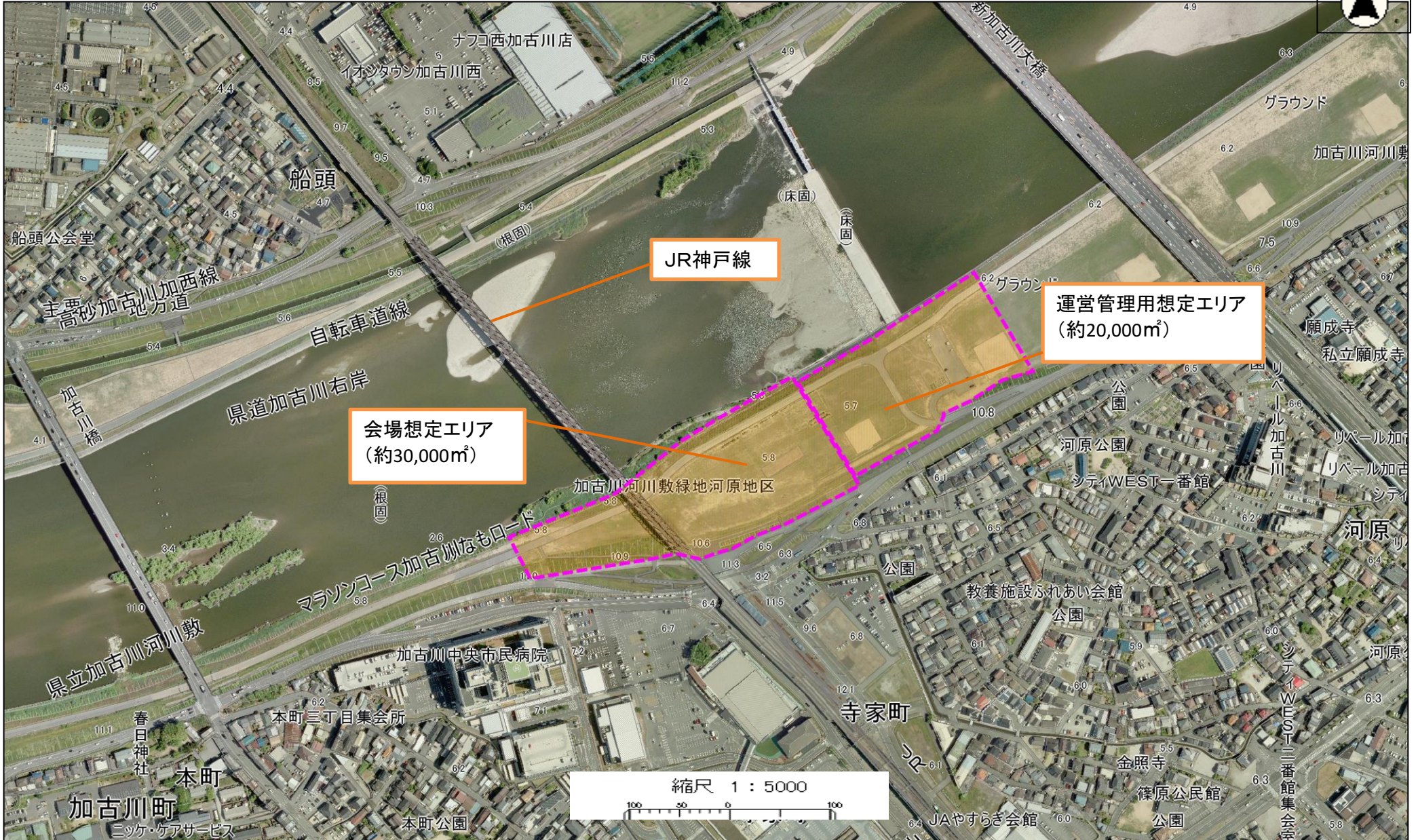
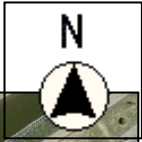
8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 業務委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、加古川市財務規則（昭和44年5月31日付け規則第13号）第99条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を納めること。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。

加古川イルミネーション実施事業 位置図

※現時点での想定エリアです。

※会場想定エリアと運営管理エリアについての明確な境界はないため、多少のエリア変更は可能です。



保有機器一覧

	品名	仕様	数量	球数
1	LEDイルミネーション (レッド)	黒コード (太) ・ 5メートル・60球	8	480
2	LEDイルミネーション (レッド)	黒コード (細) ・ 5メートル・60球	16	960
3	LEDイルミネーション (アンバー)	黒コード (太) ・ 5メートル・60球	4	240
4	LEDイルミネーション (アンバー)	黒コード (細) ・ 5メートル・60球	15	900
5	LEDイルミネーション (ブルー)	黒コード (細) ・ 5メートル・60球	26	1,560
6	LEDイルミネーション (ブルー)	白コード (太) ・ 5メートル・60球	37	2,220
7	LEDイルミネーション (ホワイト)	黒コード (太) ・ 5メートル・60球	16	960
8	LEDイルミネーション (ホワイト)	黒コード (細) ・ 5メートル・60球	10	600
9	LEDイルミネーション (グリーン)	黒コード (太) ・ 5メートル・60球	7	420
10	LEDイルミネーション (グリーン)	黒コード (細) ・ 5メートル・60球	9	540
11	LEDツララライト (ホワイト)	クリアコード・5メートル・180球	13	2,340
12	電源コード (細用)	LED-PL-60-100V、定格電圧：100V 定格電流：0.02A～0.06A、1.5m 黒コード	83	
13	電源コード (太用)	1.5m 出力差込口インナー 丸-11-②穴 白コード	28	
14	電源コード (太用)	1.5m 出力差込口インナー 丸-11-②穴 黒コード	18	
15	電源コード (ツララ用)	最大0.8A 2Aヒューズ入り	2	
16	A型バリケード	「加古川市」名入り	300	
			合計	11,220